

# 岐阜県公報

号外(一) 令和7年7月15日

## 目次

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	七
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	七

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二二号)
- 一 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行うこととした。
- 1 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等に併せて次の措置を講じ、これを任命権者に義務付けることとした。
- (第四八条の二関係)
- (一) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供
- (二) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認
- (三) 子の心身の状況又は家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認
- (四) (三)により意向確認した事項への配慮
- 2 三歳に満たない子を養育する職員に対し、一定の期間内に、1(一)から(四)までに掲げる措置を講じ、これを任命権者に義務付けることとした。(第四八条の二関係)
- 二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二二号)
- 一 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、拡充された部分休業制度に関して条例で規定すべき事項を、国家公務員に準じて次のとおり定めることとした。
- 1 第一号部分休業(一日につき二時間を超えない範囲内の休業)は、三〇分を

- 単位として承認することとした。(第二六条関係)
- 2 第二号部分休業(一年につき次に定める時間を超えない範囲内の休業)は、原則一時間を単位として承認することとした。(第二六条の二及び第二六条の四関係)
  - (一) 常勤職員 七時間三〇分
  - (二) 非常勤職員 一日当たりの勤務時間に一〇を乗じて得た時間
- 3 部分休業の請求の単位期間を、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする(第二六条の三関係)
- 4 職員が部分休業の申出の内容を変更できる特別の事情は、申出時に予測できなかった事実が生じたことにより、当該変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする(第二六条の五関係)
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行することとした。  
岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)
- 一 個人県民税
  - 第二七条関係)
    - 二 自動車税
      - 運転免許証と個人番号カードの一体化に伴い、心身障害等による環境性能割及び種別割の減免の申請時における提示書類に免許情報記録個人番号カードを追加することとした。(第七二条の一七及び第八五条の一関係)
    - 三 県たばこ税
      - 加熱式たばこに係る課税方式について、次のとおり重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とした。(附則第八条の一関係)
      - 1 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ
        - 加熱式たばこ・三五グラムをもって紙巻たばこの一本に換算
      - 2 1以外の加熱式たばこ
        - 加熱式たばこ〇・ニグラムをもって紙巻たばこの一本に換算
  - 四 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 五 この条例は、一部を除き、令和八年一月一日から施行することとした。

- 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)
- 一 「公職選挙法施行令」の一部改正に鑑み、次に掲げる費用に係る県議会議員選挙及び知事選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定することとした。
    - 1 選挙運動用ビラの作成に係る費用(第四条の二関係)
    - 2 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用(第五条関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。  
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)
  - 一 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録住宅の目的外使用の承認事務について、市町への権限移譲を行うこととした。(別表第一関係)
  - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、一部を除き、令和七年一〇月一日から施行することとした。  
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第二六号)
  - 一 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を知事が利用できる事務として、多胎児出生時支援金の支給に関する事務を追加することとした。(別表第一関係)
  - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項及び第二項中「以下この項及び次条において」を「次項及び第四十八条の二第一項第三号を除き、以下」に改める。

第四十八条の二第一項中「申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）」「を「申告等」に改め、同条を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第四十八条の二 任命権者は、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）第二十八条第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 岐阜県職員の育児休業等に関する条例第二十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置  
2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置  
三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状

況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置  
任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第四十八条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十二号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「及び勤務日」との勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第二十六条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十六条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十六条の二 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定

する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十六条の三 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（法第十九条第二項第二号の条例で定める時間）

第二十六条の四 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員に依り、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十六条の五 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十七条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十七条 法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第

二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第二十六条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八項中「第八条の規定」を「岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第二十二号）」に改め、「及び第二十六条第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県条例第二十三号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「同条第二項の総務省令で定める」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総務府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する」に改める。

第二十条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十七条第一項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総務府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改め、同項ただし書中「若しくは法第三十四条第四項」を「法第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（同条第一項第十二号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第七十一条の三第四項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円

滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令第四十三条の四の二に規定するものをいう。）に、「オーストラリア軍隊（同協定第一条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に關連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に改める。

第七十一条の六の二中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第七十二条の十七第五項中「運転免許証」を「当該減免に係る自動車を運転する者の運転免許証（道路交通法第九十二条第一項の運転免許証をいう。第八十五条の二第四項において同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項の免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第八十五条の二第四項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。第八十五条の二第四項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第八十五条の二第四項中「運転免許証」を「当該減免に係る自動車を運転する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第五条の三を附則第五条の二とする。

附則第六条中「附則第六条」を「附則第五条の七」に改める。

附則第六条の二中「総務省令で定める」を「施行規則附則第二条の六の四に規定する」に改める。

附則第八条第一項中「附則第十条第一項」を「附則第九条の三第一項」に改め、同条第四項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第八条の二 令和八年四月一日以後に第六十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第六十条の二の二の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第六十条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第一号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

三 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、施行令附則第九条の四に規定するところによる。

附則第十二条の四第一項第二号中「第七十一条の三第四項に規定するオーストラリア軍隊（第七項において「オーストラリア軍隊」という。）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の

租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第十条の二の二第二項に規定するものをいう。)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七項において同じ。)に、施行令附則第十条の二の二第二項を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第五号中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第六号中「附則第十条の二の二第十二項」を「附則第十条の二の二第十三項」に改め、同条第七号中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第十六条の二第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。  
 附則第二十一条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第七十二条の十七第五項及び第八十五条の二第四項の改正規定 公布の日
  - 二 附則第五条の三を附則第五条の二とする改正規定、附則第六条、第六条の二並びに第八条第一項及び第四項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四項、第五項及び第八項の規定 令和八年四月一日
  - 三 附則第十六条の二第一項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第二十八号)の施行の日
  - 四 第七十一条の三第四項及び第七十一条の六の二の改正規定並びに附則第十二条の四第一項第二号から第五号まで、第六項及び第七項の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第七号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

五 第十一条の改正規定及び第二十七条第一項の改正規定(「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める部分に限る。)(「地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号) 附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)(第二十条及び第二十七条第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 令和八年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十七条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(同条第一項第十二号に規定する特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第八条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。))に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、岐阜県税条例第六十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第六十条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第八条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- 一 岐阜県税条例第六十条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第八条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。))の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 新条例附則第八条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

6 新条例第七十一条の三第四項及び第七十一条の六の二の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。))以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油(岐阜県税条例第七十一条の二第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。))の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、

施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十二条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部改正)

8 清流の国ぎふ森林・環境税条例(平成二十三年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県条例第二十四号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第五条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、

同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県条例第二十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十四の四の項中第三十二号を第三十三号とし、第十三号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

13 法第十九条の二第一項の規定により登録住宅の目的外使用の承認をすること。別表第一五十一の項第一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

附則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第一五十一の項第一号の改正規定は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第二十八号)の施行の日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県条例第二十六号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同号の前に次の三号を加える。

15 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

16 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

17 多胎児出生時支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年七月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社